



「みやぎ版住宅」 が変わりました

『みやぎ版住宅』は、「一定以上の住宅性能」と「宮城県独自の住宅特性」について、第三者機関の評価を受ける仕組みとして、平成16年に開始しました。

その後、平成20年の住宅瑕疵担保履行法の施行や住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度の普及などにより、住宅性能については一定の質が標準的に確保されるようになってきています。また、地域の事業者がグループを構成し、住宅を建設する地域型住宅の取組も広まってきています。

このような状況を踏まえ、県では『みやぎ版住宅』の見直しを行いました。

「みやぎ版住宅」の見直しポイント

- 手続きの見直し
 - ・これまでの第三者機関による評価制度から県への届出制度に見直し
- 対象とする住宅の見直し
 - ・下表のような2つの特性を持つ新築住宅を対象に見直し

※ 詳細は裏面へ

① 地域特性	<p>地域の事業者による新築住宅</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>地域型住宅 (地域型住宅グリーン化事業補助金の交付決定を受けた住宅)</p> </div> <p>又は</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県産材利用住宅 (県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金の交付決定を受けた住宅)</p> </div>
② バリアフリー性能特性	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>2つ以上の場所又は室に手すりを設置</p> <p>又は</p> <p>床が段差のない構造</p> </div>



「みやぎ版住宅」の手続き

※ 必要な書類は裏面へ

みやぎ版住宅届出書の提出



みやぎ版住宅届出済証の交付

- ・提出時期：工事完了後
- ・提出先：宮城県土木部住宅課
- ・提出方法：郵送・電子メール・持参
- ・手数料：かかりません

- ・県住宅課が提出書類の有無・内容等を確認し、受理します。
- ・県住宅課から届出した方（建築主）宛てに「みやぎ版住宅届出済証」を送付します。



必要な書類の様式等は、宮城県住宅課のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先：宮城県 土木部 住宅課 企画調査班 TEL：022-211-3256

みやぎ版住宅

検索



「みやぎ版住宅」に必要な2つの特性

「みやぎ版住宅」は、宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有する事業者が設計又は施工し、次の①のいずれかの地域特性及び②のバリアフリー性能特性を持っている新築住宅です。

① 地域特性

地域型住宅

地域型住宅には、次のような特性があります。

- 地域の事業者によりつくられる
- 省エネルギー性能や耐久性などが優れている
- 地域の住宅産業の活性化に貢献できる
- 「地域特性（地域型住宅）」の基準
- 地域型住宅グリーン化事業補助金の交付決定を受けた住宅

又は

県産材利用住宅

県産材利用住宅には、次のような特性があります。

- 地球温暖化防止などの環境保全に貢献できる
- 林業振興や森林整備が促進される
- 地域の事業者により健康で快適な居住環境がつけられる
- 「地域特性（県産材利用住宅）」の基準
- 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金の交付決定を受けた住宅

② バリアフリー性能特性 ⁺

バリアフリー性能特性には、次のような特性があります。

- 転倒などの事故を予防できる
- 安全で快適な居住環境がつけられる
- 高齢期になっても安心して住み続けられる
- 「バリアフリー性能特性」の基準

次のいずれかのバリアフリー性能を満たすものです。

- イ 住宅の次に掲げる場所又は室のうち、2つ以上の場所又は室に手すりを設置。
玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、居室
- ロ 住宅内部の床が段差のない構造（5mm以下の段差）。
ただし、玄関の上がり框の段差は除く。

届出に必要な書類・図書

① みやぎ版住宅届出書

② 次のいずれかの書類

- 地域型住宅グリーン化事業の補助金の交付決定通知の写し
- 県産材利用エコ住宅普及促進事業の補助金の交付決定通知書の写し

③ 次のいずれかの書類又は図書

- バリアフリー性能を確認できる写真又は図面
- 「フラット35」の制度に基づき交付された適合証明書の写し（高齢者等配慮等級3以上）
- 建設住宅性能評価書の写し（高齢者等配慮等級2以上）